

諮問庁：独立行政法人国立病院機構

諮問日：平成29年6月21日（平成29年（独情）諮問第34号）

答申日：平成29年9月13日（平成29年度（独情）答申第27号）

事件名：特定医療センターにおける医療事故等状況報告書（平成26年度）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定医療センターにおける医療事故等状況報告書（平成26年度）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人国立病院機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年12月16日付け○医発事第429号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

機構特定医療センターの医療事故等状況報告書（平成26年度）のうち、特定番号（特定日報告）について、複数箇所が黒塗りとなっている理由について「患者個人の特定を避けるため」との説明を受けた。しかし、実際に部分開示された文書をみると、「事故等発生の状況」「事故等の背景・要因」「今後の防止策（改善策）」「患者・家族への説明と反応」の項目を中心に、個人の特定を避けるためとは到底思えないような部分にまで黒塗りがなされている。患者の個人情報保護のためとしながら、病院側にとって不都合な事実を隠蔽しようとしているのではないかの疑念を禁じ得ない。法の趣旨に照らし、真に患者の個人情報保護を目的とした部分以外の開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求対象文書について

本件審査請求に係る開示請求対象文書は、「特定医療センターにおける医療事故報告書（平成26年度）のうち特定番号（特定日報告）」である。

2 本件開示請求に対する原処分について

本件開示請求を受け、機構は、本件対象文書を特定し、「性別」、「年齢」、「氏名」、「職種経験」、「部署配属期間」、「疾患名」、「症状」、「身体状態」、「診療内容等」、「患者の転帰に係る記述」及び「個人の発言や意思表示・感情等」については不開示とし、その他の部分については開示とした決定（原処分）を行った。

3 審査請求人の主張について

これに対し、審査請求人は、「事故等発生の状況」、「事故等の背景・要因」、「今後の防止策（改善策）」、「患者・家族への説明と反応」の項目を中心に、個人の特定を避けるためとは到底思えない部分にまで黒塗りがなされており、病院側にとって不都合な事実を隠蔽しようとしているのではないかと主張し、患者の個人情報保護を目的とした部分以外の開示を求めている。

4 当機構の主張について

審査請求人が開示を求める中心項目においては、「疾患名」、「症状」、「身体状態」、「診療内容等」、「患者の転帰に係る記述」及び「個人の発言や意思表示・感情等」が記載されている。

これらのうち、「疾患名」、「症状」、「身体状態」及び「診療内容等」は、個人の生命・身体・健康に直接かかわり、極めて機微にわたる私的な情報であり、仮に患者の個人識別部分を除いたとしても、このような情報を公にして、流通過程に置くことは、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

「個人の発言や意思表示・感情等」は、個人の内心の情報であり、仮に患者等の個人の識別部分を除いたとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

なお、これらの決定は、平成14年（行情）諮問第451号などこれまでの情報公開・個人情報保護審査会の答申を参考にして行ったものである。

また、「性別」、「年齢」、「氏名」、「職種経験」、「部署配属期間」については、個人に関する情報であり、また、当該情報その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報であるため、法5条1号に該当するため不開示とした。

5 結論

以上のことから、原処分は妥当であり、これを維持すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年7月10日 審議
- ④ 同年8月7日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年9月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、特定医療センターにおける医療事故等状況報告書（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁はその一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書のうち、特定番号（特定日報告）の報告書の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 欄外に記載された担当者の氏名について

当該部分は、特定番号（特定日報告）の報告書により報告が行われた特定医療センターにおける医療事故（以下「本件医療事故」という。）について報告を行った担当者の氏名であることから、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、機構における各病院（病院の名称が「〇〇センター」である場合も同じ。）の職員の氏名の取扱い等について確認させたところ、独立行政法人国立印刷局編「職員録」には院長の氏名を掲載しており、また、法に基づく開示請求があった場合においては、院長、事務部長及び看護部長の氏名は開示することとしているが、その他の職員の氏名は公にする慣行はないとのことであるから、当該情報については、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。さらに、個人識別部分であることから法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号の不開示情報に該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

(2) 「関連した各医療従事者の職名及び職種経験、部署配属期間」欄に記載された「職種経験」及び「部署配属期間」について

当該部分は、本件医療事故に関わった各医療従事者に関する情報が記載された部分の一部であり、当該医療従事者（個人）の氏名等直接に個人を識別することができる情報は記載されていないが、当該個人の知人、特定医療センターの利用者及び関係者等においてその知り得た情報や原

処分が開示された部分に記載された情報と照合することにより、個人を特定できることとなる可能性は否定し難く、個人が特定された場合には、医療事故の当事者であるという当該個人に関する通常明らかにされることのない情報が明らかになってその権利利益を害するおそれがあり、法5条1号本文後段に該当すると認められる。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件医療事故については個別の公表は行っていないとのことであるから、当該部分が法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) その余の部分について

当該各部分は、いずれも、本件医療事故の当事者である患者に関する諸情報が記載された部分の一部であり、当該患者（個人）の氏名等直接に個人を識別することができる情報は記載されていないが、当該個人の知人、特定医療センターの利用者及び関係者等においてその知り得た情報や原処分が開示された部分に記載された情報と照合することにより、個人を特定できることとなる可能性は否定し難く、個人が特定された場合には、医療事故の当事者であるという当該個人に関する通常明らかにされることのない情報が明らかとなつてその権利利益を害するおそれがあり、法5条1号本文後段に該当すると認められる。

また、上記(2)と同様の理由から、当該部分が法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司